

## 八王子市指名競争入札参加者指名基準

### （目的）

第1 この基準は、八王子市契約事務規則（昭和39年規則第9号。以下「規則」という。）第36条の規定に基づき、八王子市が行う指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

### （指名の判断事項）

第2 入札参加者の指名に当たっては、指名競争入札に参加する資格を有する者につき、おおむね次に掲げる事項を調査し、発注しようとする工事又は製造の請負、物品の購入及びその他の契約（以下「発注工事等」という。）についての適格性を判断するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名及び受注の状況
- (3) 不誠実な行為の有無
- (4) 既発注工事等の施行成績
- (5) 施行についての技術的、能力的適性
- (6) 経済性
- (7) 発注工事等に対する地理的条件
- (8) 施行中の既発注工事等の進捗状況
- (9) 発注工事等を施行するのに必要な登録、許可、免許などの資格（営業に関し必要な法令上の資格を含む。）

### （指名方法）

第3 指名する場合の一般的基準は別に定めるほか次のとおりとする。

#### 1 工事

- (1) 等級格付け工事においては、別表1に定める予定価格に応じた当該等級区分に属する者のなかから指名するものとする。
- (2) (1)により指名する場合には、次の各号の一に該当する者を他の適格者に優先して指名することができる。
  - ア 市内業者
  - イ 発注工事が前回の施行工事と関連する場合で、前回工事を良好に施行した者
  - ウ 発注工事施行場所付近に本店等を有する者
  - エ 発注工事と同種の工事を専業とする者
  - オ 既発注工事の施行成績が優秀な者
  - カ 発注工事が既発注工事並びに他の官公庁及び民間工事と関連する場合の既発注工事の施行業者
- (3) 特に必要があるときは、(1)の定めにかかわらず、指名しようとする者の総数の2分の1を越えない範囲内において、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。
  - ア 直近上位の等級に属する者を指名することができる場合

- (ア) (2)の各号の一に該当する者であるとき。
- (イ) 発注工事の予定価格が該当等級区分の上限に近い工事であるとき。
- イ 直近下位の等級に属する者を指名することができる場合
  - (ア) (2)の各号の一に該当する者であるとき。
  - (イ) 発注工事の予定価格が該当等級区分の下限に近い工事であるとき。
- (4) 新たに指名競争入札に参加する資格を有することとなった者については、第2の各号について、より慎重に適格性を判断し、市内・市外業者を問わず最初は少額の工事に指名し、その施行成績等により順次高額の工事に指名することとする。
- (5) 次の各号の一に該当する場合には、上記(1)から(4)までの定めを適用しないことができる。
  - ア 特に緊急を要する工事
  - イ 特別の技術を要する工事又は相当の困難を伴う工事
  - ウ 工事の性質又は目的が一般的基準に適しない工事
- 2 物品の購入及びその他の契約
 

第2の定めによるほか、第3の各号に該当する部分がある場合は、それに準じて行うものとする。

(指名の制限)

第4 指名の制限については、別に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市発注工事等の履行及び検査につき、監督員、検査員の適正な職務の遂行を妨げ、あるいは適正な指示に従わないなど不誠実な行為がある者、関係行政機関等からの情報により契約の相手方として不適当な者、既発注工事の成績が不良な者及び下請負施工の管理が不適切な者は、指名することができない。
- (2) 第3の(3)のイの定めにより、直近下位の等級に属する者を指名する場合、最近2年間に於いて、市・国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体の発注工事等の経歴がないもの又は最近2年間に於ける工事等の経歴のうち、1件の最高経歴が発注工事等の予定価格の3分の1に達しない者は指名することができない。ただし、その者の営業規模、その他の条件を勘案して、発注工事等につき施行能力を有すると認められるときは、指名することができる。
- (3) 同一の発注工事等において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員は指名することができない。
- (4) 前各号のほか、第2の各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者は、指名することができない。

(指名業者数)

第5 入札参加者の指名数は、別表2のとおりとする。ただし、次の発注工事等については、この限りでない。

- (1) 高度の技術を要する工事等
- (2) 指名することのできる者の数が少ない工事等
- (3) 前各号のほか、工事等の性質又は目的により規定数を指名することができない工事等

(その他)

第6 随意契約における場合においても、この基準を準用するものとする。

附則 この基準は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この基準は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この基準は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この基準は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この基準は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。

附則 この基準は、令和 5 年（2023 年）10 月 1 日から施行し、同日以後に指名の通知をする指名競争入札について適用する。

附則 この基準は、令和 7 年（2025 年）9 月 1 日から施行する。

別表 1 (第3関係)

(1) 予定価格に応じた等級区分

| 等級 | 工 事 の 予 定 価 格 の 範 囲      |                          |            |            |
|----|--------------------------|--------------------------|------------|------------|
|    | 土木工事                     | 建築工事                     | 設備工事       | 造園工事       |
| A  | 5,000 万円以上               | 9,000 万円以上               | 2,000 万円以上 | 2,000 万円以上 |
| B  | 5,000 万円未満<br>2,000 万円以上 | 9,000 万円未満<br>2,500 万円以上 | 2,000 万円未満 | 2,000 万円未満 |
| C  | 2,000 万円未満<br>700 万円以上   | 2,500 万円未満<br>700 万円以上   |            |            |
| D  | 700 万円未満                 | 700 万円未満                 |            |            |

<注意>

1 土木・建築工事

- ① 等級「C」の予定価格の範囲に対応する等級をC及びDとし、この場合の「D」を「C」と読み替えることができる。
- ② 工事の性質・難度により、等級「B」の予定価格の範囲に対応する等級をA及びBとし、この場合の「A」を「B」に、また等級「C」の予定価格の範囲に対応する等級をB及びCとし、この場合の「B」を「C」と読み替えることができる。

2 設備・造園工事

予定価格の範囲に応じた等級区分の直近上位または直近下位の等級を当該等級にそれぞれ読み替えることができる。

3 工事の性質・難度によりそれぞれの等級に対応する予定価格の範囲を超えて参加の資格を認めることがある。

(2)等級格付基準

| 等級 | 総合評価点                                                             |                    |                                   |         |
|----|-------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------|---------|
|    | 土木工事<br>(道路舗装工事<br>橋りょう工事<br>河川工事<br>水道施設工事<br>下水道施設工事<br>一般土木工事) | 建築工事               | 設備工事<br>(電気工事<br>給排水衛生工事<br>空調工事) | 造園工事    |
| A  | 790 点以上                                                           | 800 点以上            | 730 点以上                           | 700 点以上 |
| B  | 790 点未満<br>690 点以上                                                | 800 点未満<br>740 点以上 | 730 点未満                           | 700 点未満 |
| C  | 690 点未満<br>560 点以上                                                | 740 点未満<br>560 点以上 |                                   |         |
| D  | 560 点未満                                                           | 560 点未満            |                                   |         |

<注意>

- 1 総合評点とは、指名の通知をする日時点で有効な東京電子自治体共同運営電子調達サービス登録の際に使用した「経営事項審査結果通知書」の総合評定値（P）欄の値である。
- 2 各工事業種の登録申請にあたり必要としている経営事項審査の総合評定値（P）が最も高いものを適用するもの

道路舗装工事：(01) 土木一式、(13) ほ装

水道施設工事：(01) 土木一式、(26) 水道施設

下水道施設工事：(01) 土木一式、(13) ほ装、(26) 水道施設

一般土木工事：(01) 土木一式、(05) とび・土工・コンクリート、(13) ほ装、(26) 水道施設

空調工事：(09) 管、(20) 機械器具設置

別表 2 (第5 関係)

指名業者数

| 一件の予定価格                  | 指名業者数     |          |          |
|--------------------------|-----------|----------|----------|
|                          | 工事・製造の請負  | 物品の購入    | 委託・その他   |
| 1 億円以上                   | 者以上<br>10 | 者以上<br>3 | 者以上<br>7 |
| 1 億円未満<br>5,000 万円以上     | 8         |          |          |
| 5,000 万円未満<br>1,000 万円以上 | 7         |          |          |
| 1,000 万円未満<br>200 万円以上   | 5         |          | 5        |
| 200 万円未満                 | 3         |          | 3        |